

平成18年	8月	策定
平成22年	4月	変更
平成24年	3月	策定
平成26年	9月	変更
平成29年	3月	策定
令和4年	3月	策定
令和5年	9月	変更

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月策定

都 城 市

< 目次 >

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標	6
* [個別経営体]	6
* [組織経営体]	23
第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営（認定新規就農者等）の指標	29
* [個別経営体]	29
第4章 第2章及び第3章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	36
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	36
2 都城市が主体的に行う取組	36
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	37
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	37
第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	38
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	38
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	38
第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	40
1 利用権設定等促進事業に関する事項	40
2 特例事業の実施の促進に関する事項	46
3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	46
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	46
5 JAが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	49
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	50
7 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業	50
8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	50
第7章 その他	52
別紙1（第6の1（1）⑥関係）	53
別紙2（第6の1（2）関係）	54

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は宮崎県南西部に広がる都城盆地の中央に位置し、温暖な気候に恵まれ、食料供給基地として南九州の中核を成している。

本市の農業については品目別では畜産を主体に普通期水稻や露地野菜の栽培が盛んであるが、近年、被覆施設の導入による果菜類や花きの導入が進むなど、多様性に富んだ農業経営が展開されている。本市の農業構造（令和2年農林業センサス）については、経営耕地面積が8,237ha、うち水田3,734ha、畑4,303haとなっている。また、経営耕地面積規模別経営体総数（2,918経営体）のうち1ha未満の農家が1,464経営体と50.2%を占め、平均経営耕地面積は2.82haとなっている。その他、農家総戸数は5,460戸で、うち認定農家戸数（令和2年度末）は975戸で17.8%である。

農用地面積に対する利用権設定率（令和4年度末）は60.5%と、農地中間管理事業及び相対契約解消の利用権設定の取組で、農地の流動化は進展しつつある。農林水産省の統計（令和3年）による、市町村別農業産出額9,015千万円のうち、肉用牛、豚、ブロイラー等の畜産部門が7,643千万円と84.8%を占めている。

2 地球温暖化の影響による気候変動の進行に伴い、全国的に局地的豪雨が発生するなど、各地で大規模な自然災害が発生している。本市においては、平成22年度に口蹄疫の流行や新燃岳の噴火、平成30年9月には台風第24号の上陸、令和2年度には高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、大きな被害を受けている。また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、海外との出入国制限や学校の臨時休校、外出自粛等により、農畜産物の出荷減少や価格の低迷、輸出の停滞、外国人雇用の確保、新たな生活様式の実現によるライフスタイルの変化等、幅広い分野で大きな影響が生じた。

農業を取り巻く環境は、TPP締結や日米貿易協定に象徴される国内外の産地間競争の激化、消費者ニーズの多様化、ウクライナ情勢を背景とした原油や資材・穀物等の価格上昇等、さまざまな問題に直面している。このような状況下、本市においては、担い手不足や高齢化が進む中であって、大規模な集落営農組織や農地所有適格法人が地域農業の核として大きな役割を担い、IoT・AI・ロボティクスなどの先端技術のICTを駆使したスマート農業の推進等による作業の効率化、品質向上、生産拡大を図っている。また、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する農家の意識啓発と防疫体制の強化、新燃岳噴火等の自然災害に対する体制の充実・強化や、GAP等の取組推進により安全・安心な産地づくりを目指す。併せて食育・地産地消活動への支援、各品目のブランド力の向上にも取り組んでいる。さらに、効率的・低コストな水田農業の確立、バイオマス資源を有効に活用した環境保全型農業の推進、地域資源を有効活用した農商工連携や6次産業化の取組による所得向上と雇用創出、耕畜連携及び飼料自給率向上等による畜産生産基盤の強化により、バランスのとれた農業の確立を目指す。

3 国では、農業が本来の活力を戻すため、「産業施策」と「地域施策」を両輪として、農業・農村の所得を今後10年間で倍増することを目標とし、平成25年度に「農林水産業・地域

の活力創造プラン」を策定している。同プランでは、輸出や地産地消の促進による「国内外の需要(需要フロンティア)の拡大」、6次産業化の推進による「需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖(バリューチェーン)の構築」、農地集約などの生産コスト削減のための取組や経営所得安定対策、農業団体の改革による「生産現場の強化」、日本型直接支払制度の創設による「多面的機能の維持・発揮」の4本柱により施策を推進している。大変革の中であって、本市農業が持続的な発展を成し遂げるためには、本市が持つ農業の強み・潜在力をフルに発揮しながら、他産業企業と農業者等との連携、産学官との連携による取組を積極的に促進し、地域・産業間の垣根を超えた連携や参入により、農業を雇用と付加価値を創出する新たな成長産業にすることを目指さねばならない。

4 本市は、このような地域の農業構造の現状及び今後の見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営を営む農業経営体(以下、「認定農業者等」という。)を育成する。具体的な経営の指標は、北諸県地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり460万円程度又は1経営体あたり640万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1,900時間程度)の水準を実現できるものとし、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する具体的な経営の指標として、本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(上記に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得280万円程度又は1経営体あたり380万円程度)の水準を達成しつつ、年間総労働時間においては(主たる従事者1人あたり1,900時間程度)を目標とする。

5 本市は「儲かる農業」を推進し、農業経営の発展を目指すために、地域農業を牽引する担い手として認定農業者等に加え、将来において農用地等を利用する者(以下、「農業を担う者」という。)を地域計画で位置付け、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するとともに、認定農業者等を支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の各種施策を推進する。そのために、本市は、都城農業協同組合(以下、「JA」という。)、農業委員会、宮崎県北諸県農林振興局(以下、「農林振興局」という)等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、都城地域担い手育成総合支援協議会(以下、「地域担い手協議会」という。)を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の地域担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の分散により面的な利用集積が図られていない現状を踏まえ、地域計画の策定及び実行を推進していくことによる農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化、圃場整備などの基盤整備の推進や、農業委員・農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動の強化とともに、農業経営基盤強化促進事業及び農業経営基盤強化促進法（以下、「法」という。）第7条に規定する事業（以下、「特例事業」という。）、農地中間管理事業等の積極的な活用により担い手への利用権の設定や農作業受委託の促進を図り、面的集積による規模拡大と効率的な土地利用を推進する。

さらに、畑地かんがい施設等の生産基盤の整備と利用促進による計画的な生産と契約取引により、加工、業務用野菜等の大規模畑作営農の展開や付加価値の高い作物の導入・産地化を図る。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者等の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者等の育成・法人化、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

農作業受託組織については、農作業の受託を通じて、育成すべき認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、組織の育成を図る。農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、JAやJA出資法人及び市内の農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進を一体的に進め、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを担っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。さらに、組織内のオペレーター等が個別経営体へと発展可能なものはその育成を図るなど、認定農業者等へのステップアップ支援や、今後、担い手の核となる、経営感覚に優れた認定農業者や農業法人、集落営農法人を育成、確保するため、将来の担い手を明確にし、経営資源（農地・機械・施設等）を円滑に継承させていく取組を推進する。

女性農業者については、農業経営のパートナーとして、また農産加工等の経済活動の実

踐者として重要な役割を担っていることから、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請、加工等の起業化の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、一層の経営参画を促進する。

新規就農者や青年農業者の育成、確保については、産地が求める人材と就農希望者等とのマッチングや、農地の確保、技術の習得などの取組を支援し、移住希望者等経営基盤を持たない新規就農者等の円滑な就農を促進する。さらに、農業法人等と連携し、法人が求める人材と法人就農希望者とのマッチングなどにより、幅広い就農のルートづくりに努めるとともに、次代の農業生産のリーダーとなる青年農業者の育成を図る。

さらに、兼業農家等の営農負担の軽減や個別経営体の経営発展を後押しする経営の分業化・協業化を図り、多様な担い手が支える地域営農の仕組みづくりを推進する。

また、認定農業者等と小規模な兼業農家、豊富な経験と技術を有する高齢農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持、補助労働力の提供など役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力しながら地域全体の発展を図る。その他、サラリーマン農家にもその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会等の支援により、農用地の認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、都城市が主体となって、関係機関や関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備や生活環境整備その他関連事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者等にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

6 本市は、関係機関・団体と連携し、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び、JA支所（店）単位の研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者数は19名（雇用就農者含まない）であり、過去5年平均すると19名／年である。基幹産業である農畜産業の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる現状を踏まえ、都城市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

確保・育成すべき人数の目標

本市の令和4年の新規就農者数は過去5年の平均と同水準にある。これらを踏まえ、都城市においては年間21人（雇用就農含まない）の当該青年等の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた都城市の取組

上記に掲げるような、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階までをきめ細かに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や宮崎県農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社を指定）による紹介、技術・経営面については宮崎県北諸県農業改良普及センター（以下、「普及センター」という。）やJA、本市の農業専門委員等が重点的な指導を行うなど、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者等）の指標

第1章に示したような目標を可能とする認定農業者等の指標として、現に北諸県地域で展開している優良事例を踏まえつつ、都城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲複合型	<作付面積等> 水稲：5.0ha 水稲（加工用米）：3.0ha 水稲（作業受託）：10.0ha 飼料稲：3.0ha イタリアン：3.5ha 肉用牛繁殖：30頭 <経営面積> 24.5ha	<資本装備> [建物・施設] 農機具格納庫、倉庫、作業場、牛舎、堆肥舎 [農機具] トラクター 1台 代かきハロー 1台 田植機 1台 あぜ塗り機 1台 動力噴霧機 1台 コンバイン 1台 トレーラー 1台 乾燥機 5台 糶摺り機 1台 米選機 1台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 ディスクモア 1台 ロータリー 1台 ブロードキャスター 1台 ライムソワー 1台 ラッピングマシン 1台 ベールグラブ 1台 カッター 1台 テッダーレーキ 1台 鎮圧ローラー 1台 ロールベラー 1台 ホイルローダー 1台 マニユアスプレッダ 1台 フォークリフト 1台 糶搬送機 1台 選別計量機 1台 <技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 水稲5.0ha、水稲受託作業10.0ha、肉用牛繁殖	・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施	・基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制を導入する。 ・施設機械の有効活用により、効率的な作業管理を行う。

		<p>30頭の複合経営とする。</p> <p>水稲は、主食用米の価格下落リスクを回避するために、加工用米に作期を分散する。</p> <p>・土地利用体系</p> <p>水稲は適切な品種分散を図ることで、作業分散による機械の有効利用を図る。</p> <p>・施設等の効率的利用</p> <p>機械・施設は可能な限り共同利用とし、利用率の向上に努める。</p> <p>・その他</p> <p>家畜の衛生及び防疫管理を徹底する。</p> <p>健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。</p> <p>「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。</p> <p>自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>		
--	--	--	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
茶 専 業 型	<p>〈作付面積等〉 茶：5.0ha</p> <p>〈経営面積〉 5.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 倉庫、農機具格納庫 製茶工場</p> <p>[農機具] 防霜ファン 8 式 製茶機械 1 ライン 摘採機 1 台 肥料散布機 1 台 茶園専用耕耘機 1 台 動力噴霧器 1 台 裾落とし機 1 台 普通トラック 1 台 軽トラック 1 台 窒素ガス充てん機 1 台 冷蔵庫 1 台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 自園自製による茶専業とし、栽培から製茶加工まで機械を利用した一貫作業体系で行うものとする。 ・土地利用体系 摘採時期の集中を避けるため、茶の品種構成、園の立地条件、被覆等を考慮して栽培を行う。 ・施設等の効率的利用 機械の点検整備に心がけ、耐用年数の延長を図り、低コストに努める。 摘採時期を分散し、できるだけ機械・施設の効率を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者 2 名を主体とし、摘採時期は臨時雇用で対応する。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。 ・摘採時期は作業が集中するので、労働配分を考えて計画的に作業を進める。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
た ば こ 複 合 型	<p><作付面積等> たばこ：2.3ha 切干大根：1.5ha 加工かんしょ：5.0ha 飼料用稲：1.0ha</p> <p><経営面積> 9.8ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 倉庫、育苗ハウス 作業場、貯蔵庫</p> <p>[農機具] 普通トラック 1台 軽トラック 1台 トラクター 2台 ロータリー 2台 フロントローダー 1台 成畦被覆消毒機 1台 電動圧搾梱包機 2台 乾燥機 1台 たばこ管理作業車 1式 薬剤散布装置 1式 移植装置 1式 ブームスプレイヤー 1台 掘り取り機 1台 マルチャー 1台 ライムソワー 1台 施肥機 1台 土壌消毒機 1台 粒剤散布機 1台 マルチはぎ機 1台 ツル切り機 1台 マニユアスプレッド 1台 大根洗浄機 1台 千切り機 1台 ベルトコンベア 1台 大根播種機 1台 田植機 1台</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 たばこ、加工かんしょ を主体とした複合経営 とする。 ・土地利用体系 作付け体系を考慮し、 生産性の向上を図る。 ・施設等の効率的利用 機械・施設の共同利用 により償却低減に努め る。 点検整備を徹底し、使 用期間の延長を図りコ スト軽減に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 経営と家計の分離 青色申告の実施 記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹従事者は2名とする。 家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。 労働力配分の適正化のために作付け体系を考慮する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
施設 野菜 専業 型	<p>〈作付面積等〉 促成きゅうり：0.4ha</p> <p>〈経営面積〉 0.4ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 倉庫 A P 2号改良ハウス 自動開閉装置 かん水関連施設 電気工事</p> <p>[農機具] トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 2台 循環扇 20台 4段サーモ 2台 ロータリー 1台 ボトキラーダクト内 投入専用機 2台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 促成きゅうり専業型経営とする。 ・土地利用体系 連作障害を回避するために、栽培終了後に必ず太陽熱消毒等の土壌消毒を実施する。 太陽熱消毒前に、施肥、畝立て等の作業を行うなど、定植時期ごとに作業を分散させる。 ・施設等の効率的利用 自動開閉装置、かん水を兼ねた液肥の施用を行い、省力化を図る。 点検整備を徹底し、使用期間の延長を図り低コストに努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
施設 花 き 専 業 型	<p>〈作付面積等〉 電照ギク：0.8ha</p> <p>〈経営面積〉 0.8ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 倉庫、作業場 A P 2号改良型ハウス 電照施設 かん水関連施設 自動開閉装置 育苗ハウス</p> <p>[農機具] トラクター 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 選花機 1台 加温機 9台 冷蔵庫 1台 4段サーモ 6台 ロータリー 1台 循環扇 54台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 周年出荷体系の施設電照ギク専業経営とする。 ・土地利用体系 秋ギクと夏秋ギクを組み合わせ、ハウスは年2回転とする。土壌消毒後に作付けを行う。 ・施設等の効率的利用 ハウスに暖房・電照設備を備え、適正な温度管理を行うため、自動開閉装置を設置する。 選花機や冷蔵庫等を導入し、作業の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。 ・整枝、摘蕾作業及び収穫調整に労力を要するので、計画的な作業を行う。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
施設 果樹 専業 型	<p><作付面積等> きんかん：1.1ha</p> <p><経営面積> 1.1ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 倉庫 A Pハウス2号改良型 ハウス二重資材 かん水施設 自動開閉装置 ハウス関連電気工事 水源廻り</p> <p>[農機具] 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 加温機 2台 剪定枝粉碎器 1台 循環扇 14台</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 ハウスを活用した早期きんかんと露地きんかん等を組み合わせた果樹専業経営とする。 ・土地利用体系 平坦で、日照が確保でき、排水・通風が良好なほ場で、かん水施設か活用した栽培条件とする。 ・施設等の効率的利用 自動開閉装置により省力化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計を分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
露 地 野 菜 複 合 型 (畑 かん)	<p><作付面積等> さといも：1.0ha ほうれんそう：5.0ha にんじん(加工用) ：1.0ha しょうが：0.8ha 加工かんしょ：3.0ha らっきょう：0.6ha</p> <p><経営面積> 11.4ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 倉庫、育苗ハウス かん水関連器具</p> <p>[農機具] トラクター 2台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 ロータリー 2台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧機 1台 掘り取り機 1台 管理機 1台 播種機 1台 マニユアスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 ブロードキャスター 1台 ブームスプレイヤー 1台 ツル切り機 1台 マルチはぎ機 1台 レインガン 20台 サブソイラ 1台</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 加工野菜の組み合わせによる露地野菜専業経営とする。 かん水効果により、増収を図る。 ・土地利用体系 作付け体系及び転作ローテーションについては、適正な労働配分と連作障害の回避を念頭に行う。 ・施設等の効率的利用 点検整備を徹底し、使用期間の延長を図り低コストに努める。 かん水器具は、補助を受け導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 経営と家計の分離 青色申告の実施 記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農 専業 型	<p><作付面積等> 酪農：80頭 トウモロコシ：1.2ha イタリアン：6.0ha</p> <p><経営面積> 12.0ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] フリーバーン牛舎 パーラー舎 パーラー本体 飼料倉庫 バルククーラー 堆肥舎 バンカーサイロ</p> <p>[農機具] トラクター 2台 ホイロローダー 1台 テッピングワゴン 1台 ジェットシーダー 1台 鎮圧ローラー 1台 コーンハーベスター 1台 飼料攪拌機 1台 ブロードキャスター 1台 ライムソワー 1台 ディスクモア 1台 テッターレーキ 1台 ロールベラー 1台 ラッピングマシン 1台 ベールグラブ 1台 動力噴霧機 1台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 大型扇風機 24台 ファームワゴン 1台 ディスクプラウ 1台 ロータリー 1台 ブームスプレーヤー 1台 バキュームカー 1台 マニュアルスプレッダ 1台</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 酪農専業経営とし、給与飼料は自給粗飼料と購入飼料の組み合わせとする。 ・土地利用体系 粗飼料生産では借入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 経営と家計の分離 青色申告の実施 記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

		<p>地の有効利用を行い、トウモロコシ、イタリアン体系による土地利用型の酪農経営を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の効率的利用 <ul style="list-style-type: none"> 規模拡大に伴う労働生産性向上のためフリーストール、ミルクングパーラー及びTMR方式とする。良質粗飼料の確保のため共同でのロールベールによる乾燥、サイレージ調整体系を確立する。 ・その他 <ul style="list-style-type: none"> 家畜の衛生及び防疫管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 		
--	--	---	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉 用 牛 繁 殖 専 業 型	<p><作付面積等> 肉用牛繁殖：50頭 飼料用稲：4.2ha イタリアン：4.2ha エンバク：1.7ha ソルゴー：1.7ha 水稲(委託)：1.5ha</p> <p><経営面積> 13.3ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 牛舎、倉庫 堆肥舎</p> <p>[農機具] トラクター 1台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 ホイルローダー 1台 ロータリー 1台 ロールベラー 1台 飼料カッター 1台 ディスクモア 1台 ラッピングマシン 1台 プラウ 1台 ブロードキャスター 1台 ライムソフー 1台 鎮圧ローラー 1台 マニユアスプレッダ 1台 動力噴霧機 1台 ベールクラブ 1台 テッダーレーキ 1台</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 50頭規模の和牛繁殖 専業経営とし、適正な栽培 管理及び収穫、調製の 励行により、良質自給飼 料を確保する。 ・土地利用体系 畑を主体として、飼料 作物を作付けする。 ・施設等の効率的利用 過剰投資を避けるた め飼料生産用機械の共 同利用を図る。 ・その他 堆きゅう肥は完熟堆 肥を利用し、過剰投入は 避ける。 家畜の衛生及び防疫 管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働者は2名とする。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。 ・機械導入による、省力飼養管理、飼料生産に努める。

		<p>正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。</p> <p>「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。</p> <p>自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>		
--	--	--	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉用牛肥育専門型	<p>〈作付面積等〉 肉用牛肥育：300頭</p> <p>〈経営面積〉 1ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 牛舎、堆肥舎、飼料倉庫</p> <p>[農機具] 普通トラック 1台 軽トラック 1台 ホイールローダー 1台 直下型換気扇 1式 動力噴霧機 1台 配餌車 3台 自動給餌機 1式</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 肥育素牛の導入に関しては、家畜市場から黒毛和種去勢牛を購入主体とした肉用牛肥育専門経営とする。 ・給与飼料 給与飼料は購入飼料を基本とし、自給飼料についても借地等を含め、確保するように努める。 ・施設等の効率的利用 施設機械の装備は最小限とし、有効活用を行う。 ・その他 家畜の衛生及び防疫管理を徹底する。健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。 ・施設・機械の有効活用による作業管理の省力化を図る。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
養 豚 一 貫 専 業 型	<p>〈作付面積等〉 養豚：120 頭</p> <p>〈経営面積〉 一ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 種豚舎、分娩豚舎 肥育豚舎、管理棟 飼料倉庫 ノコクズ等倉庫 尿処理施設、堆肥施設</p> <p>[農機具] 自動給餌機(母豚) 1 式 自動給餌機(肥育) 2 式 溶接機 1 台 消毒用動力噴霧機 1 台 普通トラック 1 台 軽トラック 1 台 ホイロローダー 1 台 妊娠診断機 1 台 体重秤量計 1 台 換気扇 1 2 台 スクレイパー 4 式</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 母豚120頭規模の養豚一貫専業経営とする。 ・給与飼料 給与飼料は配合飼料を基本とする。 ・施設等の効率的利用 豚舎はふん尿分離形式で、スクレイパーは1日2回以上動かし、ふん尿分離率を極力高める。 尿汚水は連続式活性汚泥法(処理水は放流)、ふんは開放直線型ロータリー式攪拌装置付き堆肥化施設で処理を行う。 ・その他 家畜の衛生及び防疫管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹労働力は2名とする。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

		<p>農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。</p> <p>自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>		
--	--	---	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
採卵鶏 専業型	<p>〈作付面積等〉 採卵鶏：90,000羽</p> <p>〈経営面積〉 1ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 育成舎、中大雛舎 成鶏舎 鶏糞貯蔵舎 鶏糞発酵舎 集卵舎</p> <p>[農機具] 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 フォークリフト 2台 ダンプカー 1台 鶏糞攪拌機 1台 ホイールローダー 2台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 採卵鶏90,000羽規模 の専業経営とする。 ・給与飼料 給与飼料は配合飼料 を基本とする。 ・施設等の効率的利用 成鶏舎は開放、高床式 鶏舎、3段ケージ、自動 給餌、集卵装置付きとす る。 ・その他 家畜の衛生及び防疫 管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適 正飼養密度の確保及び アニマルウェルフェア にも配慮した家畜飼養 に努める。 「家畜排せつ物法」や 「環境と調和のとれた 農業生産活動規範」に基 づき、家畜排せつ物の適 正処理と有効利用を図 るとともに、水質汚濁、 悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行 する。 自給飼料確保や堆肥 等の有効利用を図るた め、耕種農家との連携を 図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者2名を主体とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
ブ ロ イ ラ ー 専 業 型	<p>〈作付面積等〉 ブロイラー ： 66,000 羽</p> <p>〈経営面積〉 ーha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 鶏舎、管理舎、カーテン、 換気装置、井戸、 用水ポンプ、細霧装置</p> <p>[農機具] 動力噴霧機 1 台 軽トラック 1 台 ブルードー 1 台 自動給餌機 1 式 自動給水機 1 式</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 ブロイラー66,000羽 規模の専業経営とする。 鶏糞処理は焼却処理 業者で処理する。ただ し、一部、農家の負担が 発生する。 ・給与飼料 給与飼料は配合飼料 を基本とする。 ・施設等の効率的利用 自動給餌機・給水施 設、換気装置、細霧装置 等は適正数を完備する。 ・その他 家畜の衛生及び防疫 管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適 正飼養密度の確保及び アニマルウェルフェア にも配慮した家畜飼養 に努める。 「家畜排せつ物法」や 「環境と調和のとれた 農業生産活動規範」に基 づき、家畜排せつ物の適 正処理と有効利用を図 るとともに、水質汚濁、 悪臭及び害虫の発生防 止・低減する取組を励行 する。 自給飼料確保や堆肥 等の有効利用を図るた め、耕種農家との連携を 図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者は2名とする。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。 ・出荷作業と除糞作業は委託

		<p>配慮した家畜飼養に努める。</p> <p>「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。</p> <p>自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>		
--	--	--	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
肉用牛肥育専業型	<p>〈作付面積等〉 肉用牛肥育：1,000頭</p> <p>〈経営面積〉 1ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 牛舎、堆肥舎、飼料倉庫</p> <p>[農機具] トラクター 1台 普通トラック 1台 ダンプトラック 1台 ホイールローダー 1台 フォークリフト 2台 軽トラック 1台 動力噴霧機 1台 飼料攪拌機 1台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該類型設定の考え 肉専用種を常時1,000頭規模で飼育する肥育専業経営とする。 ・給与飼料 配合飼料を基本とし、自給飼料についても借地等を含め、確保するよう努める。 ・施設等の効率的利用 施設機械の装備は最小限とし、有効活用を行う。 ・その他 家畜の衛生及び防疫管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭および害虫の発生防止・低減する取組を励行する。 自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者は役員2名、常時雇用2名とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・施設・機械の効率的利用により、作業管理の省力化を図る。 ・従業者全員の社会保険への加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
養豚一貫專業型	<p>〈作付面積等〉 養豚：500頭</p> <p>〈経営面積〉 1ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 種豚舎、離乳豚舎 分娩豚舎、肥育豚舎 管理棟 ノコズ等倉庫 尿処理施設 堆肥施設</p> <p>[農機具] 自動給餌器(母豚) 5式 自動給餌器(肥育) 9式 溶接機 1台 消毒用動力噴霧機 5台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 妊娠診断機 1台 体重秤量計 3台 フォークリフト 1台 スクレイパー 20式 換気扇 100台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え 母豚500頭規模の養豚一貫專業経営とする。出荷時の体重測定により上物率の向上を図る。 ・施設等の効率的利用 スクレイパーは1日に2回以上動かし、ふん尿分離率を極力高める。尿汚水は、活性汚泥浄化処理施設で処理後放流し、ふんは堆肥舎又は強制発酵施設等で堆肥化を行う。 ・その他 家畜の衛生及び防疫管理を徹底する。 健康な家畜の飼養、適正飼養密度の確保及びアニマルウェルフェアにも配慮した家畜飼養に努める。 「家畜排せつ物法」や「環境と調和のとれた農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者は役員2名、常時雇用8名とする。 ・農作業事故への対応等のため保険等に参加する。 ・従業者全員の社会保険への加入

		<p>正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。</p> <p>自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>		
--	--	---	--	--

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
集落営農経営型	<p>〈作付面積等〉 普通期水稻：30.0ha 大豆：20.0ha ばれいしょ：25.0 ha さといも：5.0 ha ほうれんそう：5.0 ha</p> <p>〈経営面積〉85.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 [建物・施設] 作業舎 農機具倉庫</p> <p>[農機具] トラクター 5台 マニユアスプレッダ 2台 代かきハロー 3台 田植機 2台 あぜ塗り機 1台 コンバイン 3台 コンバイントレーラー 3台 ライムソワー 2台 ロータリー 3台 マルチャー 2台 管理機 2台 ばれいしょ植付機 2台 ばれいしょ茎葉処理機 2台 籾乾燥機 6台 籾すり機 1台 籾搬送機 1台 選別計量機 1台 フォークリフト 1台 ブームスプレイヤー 1台 あぜ草刈り機 3台 播種機 1台 掘り取り機 2台 土壌消毒機 2台 動力噴霧機 2台 普通トラック 1台 軽トラック 1台</p> <p>〈技術・経営上の要点〉 ・当該類型設定の考え方 農事組合法人による、 水稻を主体とした複合経営とする。 ・土地利用体系 集落営農として地権者の同意により水田を集積する。 ・施設等の効率的利用 使用前後の点検整備を徹底し、使用期間の延長を図る。 ・その他 健康管理や農作業の安全に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者は役員を含め、常時雇用10名とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・従業者全員の社会保険への加入

第3章 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営（認定新規就農者等）の指標

第1章に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の指標として、現に北諸県地域で展開している優良事例を踏まえつつ、都城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
施設野菜専業型1	<p><作付面積等> 促成きゅうり：0.2ha</p> <p><経営面積> 0.2ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 倉庫、APハウス 自動開閉装置 水源廻り施設 電気工事、二重資材</p> <p>[農機具] トラクター 1台 ロータリー 1台 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 2台 循環扇 6台 4段サーモ 1台 ボトキラーダクト内投入専用機 2台 かん水用配管 2式</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 促成きゅうり専業経営とする。 ・土地利用体系 連作障害回避のために、栽培終了後に必ず太陽熱消毒等の土壌消毒を実施する。 太陽熱消毒前に、施肥、畝立て等の作業を行うなど、定植時期の作業を分散させる。 ・施設等の効率的利用 自動開閉装置、かん水を兼ねた液肥の施用を行い、省力化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計を分離する。 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者2名を主体とする。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
施設 野菜 専業 型 2	<p><作付面積等> 促成いちご：0.3ha</p> <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 倉庫、ビニールハウス自 動開閉装置 水源廻り施設 電気工事、 高設架台栽培槽</p> <p>[農機具] 軽トラック 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 加温機 4台 循環扇 9台 かん水用配管 1式</p> <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 促成いちごの高設栽培 による専業経営とする。 ・土地利用体系 連作障害回避のため に、栽培終了後に必ず太 陽熱消毒等の土壌消毒を 実施する。 ・施設等の効率的利用 自動開閉装置を活用し 省力化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施・経営と家計の分離 青色申告の実施 記帳結果に基づく経営分析の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹従事者は2名とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
露 地 野 菜 複 合 型	<p><作付面積等> ほうれんそう：2.0ha にんじん：1.5ha 加工かんしょ：1.5ha しょうが：0.8ha らっきょう：0.8ha</p> <p><経営面積> 6.6ha</p>	<p><資本装備> [建物・施設] 倉庫、育苗ハウス</p> <p>[農機具]</p> トラクター 2台 普通トラック 1台 軽トラック 1台 ロータリー 2台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 ブロードキャスター 1台 マルチャー 1台 土壌消毒機 1台 動力噴霧機 1台 掘り取り機 1台 管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 ツル切り機 1台 マルチはぎ機 1台 播種機 1台 サブソイラ 1台 <p><技術・経営上の要点> ・当該類型設定の考え方 契約加工野菜の組み 合わせによる露地野菜 専業経営とする。 ・土地利用体系 作付け体系及び転作 ローテーションについ ては、適正な労働配分と 連作障害の回避を念頭 に行う。 ・施設等の効率的利用 機械の点検・整備に心掛 け、使用年数の延長を図 り、低コストに努める。 ・その他 健康管理や農作業の 安全に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・経営と家計を分離する。 ・青色申告の実施 ・記帳結果に基づく経営分析の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹従事者は2名とし、不足する場合のみ臨時雇用を行う。 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制を導入する。

		<p>農業生産活動規範」に基づき、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を図るとともに、水質汚濁、悪臭及び害虫の発生防止・低減する取組を励行する。</p> <p>自給飼料確保や堆肥等の有効利用を図るため、耕種農家との連携を図る。</p>		
--	--	---	--	--

		め、耕種農家との連携を図る。		
--	--	----------------	--	--

第4章 第2章及び第3章に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、宮崎県農業経営・就農支援センター、普及センター、JA等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 都城市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターやJAなどの関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう本市が主体となって、宮崎県、農業委員会、JA、農業教育機関等の関係団体が連携し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォロ

ーアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、宮崎県、農業委員会、J A、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・進捗を行いながら、就農希望者等への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポートを以下の役割分担により実施する。

- ① 宮崎県農業会議、宮崎県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、J Aと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、宮崎県及び宮崎県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、J A等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、宮崎県及び宮崎県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう宮崎県農業経営・就農支援センター、宮崎県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2章に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる割合である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

<p>効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>	<p>備考</p>
<p>シェア目標 80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるよう努める。</p>	<p>基幹的農作業の受託作業面積を含む</p>

- 注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業(水稲について耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。
2. 「基幹作業に係る農作業受託面積」とは、基幹作業ごとの受託面積の合計を基幹作業数で除した面積とする。
3. 目標年度は令和8年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部では、水稲・馬鈴薯・加工用かんしょ・大豆・飼料作物を主体とする土地利用型農業を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の集積と農作業の効率化が進展している。しかしながら、面的集積が不十分な区域もあり、新たな担い手の確保と集落営農の組織化・法人化が課題である。

中山間地域においては担い手の減少や高齢化等に伴い、農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない遊休地、耕作放棄地があり、農地の保全管理が困難な状況になりつつある。これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼすおそれがあるため、早急に地域の担い手に農地の利用集積を図る必要がある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市においては、今後ますます、農業従事者の減少や高齢化等により、農地の売買・貸付等の要望が強まることが予測される。この受け皿となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるべく、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への経営農地の面的集積を図る必要がある。そこで、各農業者が連携に努め、生産性の向上及び農地の有効利用を図るための営農形態を確立し、農地の引受能力を高めることが必要である。

本市、農業委員会、宮崎県農地中間管理機構、J A、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

本市では将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

- ① 面的集積推進組織の業務の統轄
- ② 国・県の支援事業を活用した事業推進
- ③ あっせん事業等を活用した農地の受け手の確保
- ④ 権利設定期間が満了する農地の抽出・意向確認
- ⑤ 農地地図情報等を活用した農地の面的集積の推進
- ⑥ 農地中間管理事業を活用した農地の分散錯圃の解消と担い手への農地の集積・集約化の推進

なお、そのために関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、本市、農業委員会、J A、土地改良区、宮崎県農地中間管理機構及び地域担い手協議会等による連携体制を強化する。

第6章 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、宮崎県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第3「農業経営基盤の強化の促進に関する目標等を達成するための具体的施策の方向」の地域別の振興方策に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

現在進めている県営経営体育成基盤整備事業については、ほ場の大区画化による高能率な生産基盤の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって経営体が連坦的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

また、中山間地域については、地域の自然と景観を保全しながら農業用排水や上下水道あるいは集落内道路や広場等の条件整備を行い、担い手不足等により発生しつつある未利用地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導や助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人、農地所有適格法人及び解除条件付使用貸借又は賃貸借の個人・法人（法第18条第2項第6号に規定する者）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の

設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までの全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)の全て）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（農用地とすることが適当な土地を含む。）の全てを耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、アの(ア)に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行うJA、又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の第50項第1号に掲げる場合においてJA又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、同法第7条第1項に規定する特例事業を行う宮崎県農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は宮崎県農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 一般法人等が解除条件付賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（農用地とすることが適当な土地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を受ける場合には、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、また、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準、決済の方法及びその他の利用の条件並びに移転される所有権の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準、支払方法及び所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積等促進計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び宮崎県農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させることとする。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは農用地利用集積等促進計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積等促進計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条第5項の規定による基本構想の同意後に必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

- ② 本市は、（5）の申出その他の状況から農用地の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

- ③ 本市は、農用地利用集積等促進計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積等促進計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積等促進計画は、現に定められている農用地利用集積等促進計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

（5）要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ J Aが、農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組む場合、別に定める様式により農用地利用集積等促進計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（4）の③の規定により定める農用地利用集積等促進計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積等促進計画の作成

- ① 本市は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- ② 本市は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、J A又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者から申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積等促進計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積等促進計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設

定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の利用集積、利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。

(7) 農用地利用集積等促進計画の内容

農用地利用集積等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及び支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済方法）、利用条件及び利用権の設定（又は移転）等に係る法律関係。
- ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、
 - ・貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - ・賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を農業委員会に報告すること
 - ・農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
 - その他、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積等促進計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積等促進計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積等促進計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を本市の掲示場への掲示により公告する。

なお、本市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積等促進計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積等促進計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積等促進計画の取消し等

① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積等促進計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は

使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積等促進計画のうち取消しに係る事項を市の掲示場への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として特例事業を行う宮崎県農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、JAは、宮崎県農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、宮崎県農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

本市は、農業委員会、農林振興局、JAで構成する都城市農地中間管理事業推進チームを設け、地域計画を中心に地域の実情に応じながら、農地中間管理事業や関連事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域の農業関係者等が行う農用地の有効利用及び農業経営の改善取組を促進するため、地域の農業関係者等が組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の範囲等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を都城市に提出して、農用地利用規程について都城市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の規定に基づき認定をするものとする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
 - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法

人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体の農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体の農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地の利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく低いと認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく低いと認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、支援

- ① 本市は、利用改善団体（(5)の①の市町村の認定を受けた農用地利用規定に従い農用地利用改善事業を実施する団体という。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、支援に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興局、農業委員会、JA、宮崎県農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、地域担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

5 JAが行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア JAその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権設定への移行促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) JAによる農作業の受委託のあっせん等

JAは、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) JA自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の普及・推進や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定し、開催にあたっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、都城市、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA、農地中間管理機構、土地改良区、宮崎県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画策定に当たって、宮崎県、農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の実行に至るまで、適切な進捗管理を行う。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、県営経営体育成基盤整備事業等の農業生産基盤整備の促進を通じて、農地の大区画化を進めるとともに、農道整備、用排水施設整備を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が規模拡大を図っていく上での条件整備を、関係機関と連携し進める。

イ 農地耕作条件改善事業（平成27年度～）は、農地中間管理事業の重点実施区域内において、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備

について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、宮崎県農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速について支援を行う。

ウ 本市は、「都城市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン」の実現に向け、米価低迷に対応した効率的な生産体制の確立と、水田をフル活用した飼料米、加工米等の多様なコメ造りと規模拡大を推進する。また、商品価値の高い売れるコメ造りの推進と温暖化に対応した水稻の品種構成（高温耐性品種の導入等）の見直しを行い、水田大豆や新規需要米等の安定生産技術の確立と合わせ、多様な作物の組合せによる水田営農の構築を行う。さらに、集落営農法人等の多様な担い手へ農地集積し、水稻や転作作物を組合せた効率的な土地利用と、機械利用の推進による生産性の高い水田農業を確立する。

エ 本市は、国営かんがい排水事業都城盆地地区（昭和 62～平成 22 年度）で造成された基幹水利施設の維持管理体制を継続し、また、国営関連事業の牧ノ原 2－2 期地区（平成 27 年度～）、牧ノ原 2－3 期地区（平成 29 年度～）、払川 2－1 期地区（平成 26 年度～）、払川 2－2 期地区（平成 28 年度～）、払川 2－3 期地区（平成 29 年度～）、石山地区（平成 27 年度～）、高才第 3 地区（令和元年度～）、江平第 1 地区（令和 4 年度～）、江平第 2 地区（令和 6 年度～）、有水第 2 地区（令和 6 年度～）、山内第 1－1 地区（令和 7 年度～）、森田原第 2 地区（令和 7 年度～）、前方第 3 地区（令和 7 年度～）、山内第 2 地区（令和 7 年度～）、牧ノ原 3 期地区（令和 7 年度～）、山内第 1－2 地区（令和 9 年度～）、有水第 1 地区（令和 8 年度～）、浜之段第 2 地区（令和 7 年度～）、江平第 3 地区（令和 7 年度～）、江平第 4 地区（令和 7 年度～）、江平第 5 地区（令和 8 年度～）、前田南第 1 地区（令和 9 年度～）、前田南第 2 地区（令和 9 年度～）、前田南第 3 地区（令和 8 年度～）、前田南第 4 地区（令和 9 年度～）、前田北第 1 地区（令和 9 年度～）、前田北第 2 地区（令和 9 年度～）を推進し、水利用による畑作営農の展開と、市場、消費者ニーズに応じた新作物の導入等により、土地生産性及び労働生産性を高め、農業所得の向上に努める。

オ 本市は、地域の農業の拡大に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農林振興局、J A、土地改良区、農用地利用改善団体、宮崎県農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される認定農業者等の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を作成する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、J A、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、都城市は、このような協力の推進に配慮する。

第7章 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1（第6の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 6 の 1 (2) 関係)

- I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)

- 1 存続期間は 3 年(農業者年金制度関連、農地中間管理事業関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。
- 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
- 3 農用地利用集積等促進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。

② 借賃の算定基準

- 1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
- 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。
- 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
- 4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。
この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知)第 6 に留意しつつ定めるものとする。

③ 借賃の支払方法

- 1 借賃は、毎年農用地利用集積等促進計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
- 2 1の支払いは、貸貸人の指定するJA等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。
- 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

- 1 農用地利用集積等促進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。
- 2 農用地利用集積等促進計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき都城市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
Ⅰの①に同じ。
② 借賃の算定基準
<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>
③ 借賃の支払方法
Ⅰの③に同じ。
④ 有益費の償還
Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間
Iの①に同じ。
② 損益の算定基準
1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 損益の決済方法
Iの③に同じ。 この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還
Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
②対価の支払方法
農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する J A 等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③所有権の移転の時期
農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積等促進計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積等促進計画に基づく法律関係は失効するものとする。 ただし、市長が認めたときにはこの限りではない。

